

2019年9月10日

令和元年台風第15号による被災者の皆さまに対する

災害復旧支援資金「頑張ろう！千葉」の取扱開始について

令和元年台風第15号により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

株式会社 千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、2019年9月10日（火）より、被害を受けられた事業者の皆さまの災害復旧に役立てていただくため、下記のとおり、令和元年台風第15号による災害復旧に伴う事業資金を災害復旧支援資金「頑張ろう！千葉」の資金使途に追加いたします。

記

・災害復旧支援資金「頑張ろう！千葉」の商品概要（追加）

項目	概要
融資対象者 （追加）	令和元年台風第15号により被災した千葉県内に事業基盤を有する法人または個人事業者
融資限度額	運転資金30百万円 設備資金50百万円
資金使途 （追加）	突風等による災害復旧に伴う事業資金（運転・設備）
融資期間	運転・設備5年以内
貸付期間	証書貸付・手形貸付
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	当行所定金利（変動金利）
担保	原則不要。但し、設備資金の場合、融資対象物件の担保が必要となります。
保証人	法人代表者以外、原則不要
必要書類	罹災状況の確認できる資料等
取扱期間	2019年9月10日（火）～2020年3月31日（火）
その他	お客様の罹災状況に応じて、条件面について相談を承ります。

※上記商品のほか、千葉県信用保証協会付融資の「災害関係保証」や千葉県制度融資の「セーフティネット資金（市町村認定・災害認定保証）」等も取り揃えております。

※当行所定の審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので、予めご了承ください。

※その他詳細につきましては、各支店窓口までお問い合わせください。

以上